

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.128

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

増加し続ける後払い決済サービスが関連する消費者トラブルー商品が届いた後に支払えるからといって安心せず、契約条件をよく確認しましょうー

独立行政法人国民生活センター 注目情報 2025年7月2日

主にECサイトでのインターネット通販における便利な決済手段の一つとして「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2カ月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされている決済手段です。

その一方で、全国の消費生活センター等には後払い決済サービスが利用された取引に関するトラブルも寄せられ始めたことから、国民生活センターでは、2020年1月に後払い決済サービスについて特別調査を行い、公表を行いました^{*1}が、その後も依然として相談件数が増加し続けています。そこで、改めて後払い決済サービスが関連する相談事例を紹介し、消費者に注意喚起を行うとともに、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、業界団体へ」

^{*1}（特別調査）消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題
URL https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200123_1.html

相談事例

- ・解約したのに後払い決済サービスで請求を続ける定期購入業者とのトラブル
- ・契約を断った消費者に後払い決済サービスで教習料金を請求する自動車教習所とのトラブル
- ・後払い決済サービス事業者から突然請求される購入した覚えのない商品代金に関するトラブル

相談事例からみる問題点

- ・消費者対応が十分ではない販売業者が後払い決済サービスの加盟店になっている。
- ・消費者トラブルを発生させている販売業者に関する情報を、後払い決済サービス事業者が積極的に把握せず、その結果、迅速な調査が不十分なことがある。
- ・後払い決済サービスが悪用されている。

消費者へのアドバイス

- ・後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。
- ・後払い決済サービスの利用であっても慎重に検討しましょう。
- ・販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999

儲け話に関するトラブルにご注意！

独立行政法人国民生活センター 注目情報 2024 年 6 月 27 日

投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず依然として続いています。投資や儲け話を聞いたら、まずは疑いましょう。特に、無登録の海外事業者による詐欺的な投資勧誘のほか、若年者に対する詐欺的な投資勧誘、暗号資産に関する詐欺的な投資勧誘によるトラブルも目立ってきています。

トラブルとなっているケース

- ・海外に所在するとしている業者が、金融商品取引法に基づく登録を受けずに国内の消費者に対して勧誘を行い、トラブルになっているケース
- ・金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者（無登録業者）等が、セミナーや SNS 等を通じて若年者に「投資話」を持ち掛け、消費者金融等から借入れをさせて投資させるなどし、トラブルとなっているケース
- ・暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘を行い、配当や預かった暗号資産の払い戻しに応じずにトラブルとなっているケース

※暗号資産とは、インターネットを通して電子的に取引されるデータであり、日本円やドルのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。様々な要因によって価格が変動するため、価格が急落し、損をする可能性があります。

トラブルに遭わないためのポイント

- ・暗号資産の投資を進める相手からの勧誘をうのみにしない。
- ・取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない。
- ・投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断る。

確認先

- ☐ 金融商品取引業の登録を受けた業者については、「免許・許可・登録を受けている業者一覧」（金融庁）

URL <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html#kinyushohin>

- ☐ 暗号資産交換業者に係る情報や利用者の方向けの注意喚起等に関する情報は、「暗号資産の利用者のみなさまへ」（金融庁）

URL https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html



各市町村消費者行政ご担当者の皆様へ

一般社団法人 北海道消費者協会

北海道消費者協会では、北海道からの受託事業として「地域消費者被害防止ネットワーク(北海道登録)」や消費者安全法に規定されている「消費者安全確保地域協議会（消費者庁登録）」設置の促進を支援しております。設置に向けてご意見やご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

連絡先

一般社団法人北海道消費者協会 消費者教育推進及び地域ネットワーク設置促進担当
電話 011(221)4217 ・ E-mail keihatsu@do-syouhi-c.jp

二セ警官詐欺による高額被害の発生(7/17)

北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係

令和7年7月9日、宗谷総合振興局管内に居住する40歳代女性の携帯電話に北海道警察の警察官を名のる男から、「詐欺事件の捜査であなた名義の運転免許証が見つかった。」「逮捕されたくなければ任意の捜査に協力するように。」等と電話があり、その後、7月9日から14日までの間、12回にわたって、資金調査の名目で犯人が指示した口座に現金合計約1,700万円を振り込み、だまし取られる被害が発生しました。※被害者は金融機関の窓口で振り込み上限額を引き上げており、窓口職員から「詐欺に遭っていませんか」と声かけをされていたが、被害者は詐欺だと思っておらず、さらに、他言してはならないと言われていたため、阻止を回避していた状況。最終的に、高額現金を引き出そうとした先の金融機関からの通報により、詐欺被害に気がついています！

★二セ警察詐欺のキーワード★

守秘義務

- ・事件捜査を理由に被害者に守秘義務等を課して、誰にも相談できない状況を作り出します。

行動を支配

- ・機密保持のために「2時間ごとに連絡すること」等と行動を支配します。

送金の指示

- ・「逮捕した共犯者があなたに送金をしたと話している」等と告げ、資金調査を名目に送金を指示します。

★被害防止のポイント★

警察官を名のる者から連絡があった場合は、警察官の所属・名前を確認した上でいったん電話を切って、**警察相談専用電話#9110** やご自身で調べた警察署等の電話番号に相談してください！

【金融機関の皆様へ】

- 詐欺被害者は、振り込みの上限額を引き上げたり、高額現金を引き出したり、振り込んだりすることが予想されます。声掛けやモニタリングを強化していただき、不審な取引等を認めた場合は、積極的な通報をお願いします。

【すべての事業者等の皆様へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様にご伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。

北海道消費者被害防止ネットワーク事務局から

北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係より「配信ニュース」「特殊詐欺対策ニュース」等の最新情報をいただいております。各構成団体・関係団体様におきましては、更なる注意喚起とご活用の程お願いいたします。

警察官をかたるサギ

あなたも犯人だ！

〇〇警察署の
□□です！

詐欺の犯人が
あなたの口座に
入金している！



逮捕状が出ている！

資金の流れを
調べるため
お金を預かる

SNSのビデオ通話
などで

偽物の警察手帳
偽物の逮捕状
を見せてきます。



実際に犯人から送られた画像

警察官がSNSで連絡を取ることはありません！
警察官がお金を要求することはありません！

北海道警察 #9110